

「経営者保証に関するガイドライン」 民間金融機関の活用実績

金融庁は、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考えており、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みを促しています。昨年末、2022年12月27日に民間金融機関における本ガイドラインの活用実績（2022年4月～9月末）が公表されましたので、一部抜粋してご案内します。

■ 1. 新規に無保証で融資した件数

'21年4～9月	'21年10月～'22年3月	'22年4～9月
378,938	351,361	399,402

■ 2. 経営者保証の代替的な融資手法を活用した件数

「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約や解除条件付保証契約、ABL（動産担保融資）をいいます。

'21年4～9月	'21年10月～'22年3月	'22年4～9月
479	485	428

■ 3. 保証契約を解除した件数

「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」や「根保証の期限到来前に解除をした場合」、「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」を指し、つまり、既存融資から保証契約をなくしたケースです。

'21年4～9月	'21年10月～'22年3月	'22年4～9月
39,949	38,165	37,924

■ 1～3の合計

'21年4～9月	'21年10月～'22年3月	'22年4～9月
419,366	390,011	437,754

以上からわかるように、1～3の合計数は増加していますが、新規の無保証融資の件数は増えているものの、経営者保証以外の保全方法により融資した件数や保証契約を解除した件数は減少しており、本ガイドラインが十分に浸透しているとは言い切れない状況だと言えます。

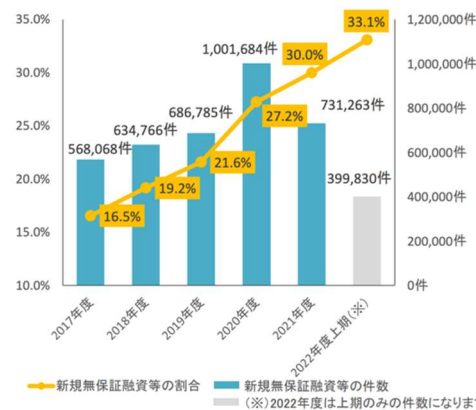
特に経営者が期待するのは、無保証融資の実行と経営者保証の解除だと思われますが、件数の推移は増加傾向にはありません。もちろん、コロナ禍の影響で業況が悪化した会社が増加したことが経営者保証の解除件数に影響したことが考えられますが、こうした状況もあって、昨年11月に公表された金融庁の監督指針の改正案にあるように、経営者保証の実質的な制限に舵が切られているのでしょう。

■ 経営者保証に依存しない融資は増加傾向

先にも示した通り、経営者保証に依存しない新規融資は、増加傾向にあります。下表の通り、民間金融機関の新規融資の3割以上が経営者保証に依存しない融資となっています。

	2021年度		2022年度
	'21年4～9月	'21年10月～'22年3月	'22年4～9月
新規融資件数	1,252,947	1,186,236	1,208,734
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.3%	29.7%	33.1%
	30.0%		33.1%

〈新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合推移〉



上記の他、事業承継時に代表者が交代する際の経営者保証の取り扱いについても実績が公表されていますので、関心があればこちらの金融庁の資料をご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221227-2.pdf>

■ 経営者保証を徴求しない創業融資を促進

創業融資においても、本年3月より経営者保証を徴求しない信用保証制度が開始される予定です。また、現在においても日本政策金融公庫には経営者保証を必要としない制度がありますが、さらに、本年2月より創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和がされる予定です。

■ 新信用保証制度の創設（2023年3月開始）

- ・保証上限額：3,500万円
- ・無担保／信用保証割合100%
- ・創業予定者と税務申告1期末終了者に限り、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有することが要件。

■ 本ガイドラインの要件をクリアするために

本ガイドラインを活用して経営者保証を付けない融資を受けることや既存融資から経営者保証をはずす等の為には、3要件（1.個人と法人の明確な区分、2.財務の強化、3.金融機関への適時適切な情報開示）をクリアする取組みが求められます。その為の体制作りをしたい場合は弊社までお気軽にご相談下さい。

【連絡先】

たかしま行政書士事務所：TEL 045-642-5154